

定款参考例の改訂等について

～反社会的勢力の排除等 組合の健全な運営に向けて～

全国中小企業団体中央会
事務局次長・政策推進部長 及川 勝

I. はじめに

全国中央会では、平成27年10月1日、中小企業組合定款参考例を改訂した。このたびの改訂は、主に、1. 暴力団排除規定の導入、2. 会社法の改正に伴う規定の見直し、3. 特別積立金の規定等の整備を行ったものである。

以下、改訂箇所について、事業協同組合の定款参考例の該当条文に沿って説明をしたい。

II. 改訂箇所

1. 暴力団排除規定の導入について

「暴力団排除条例」がすべての都道府県で施行されるなど暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対応が社会全体として浸透してきている。組合についても、反社会的勢力が組合員や役員となり、組合運営に関与することが決していないよう、組合の根本規範である定款に、暴力団排除規定を導入することとした。暴力団の排除の記載例は様々であるが、記載の参考例として、組合員及び役員から暴力団を排除する旨の規定を示した。

まず、組合員の資格を規定する第8条に第2項(改正箇所は**太字部分**、以下同じ)を新設した。組合員になることができない者として、反社会的勢力の中核ともいえる、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業等を

対象にするとともに、これらが実質的に運営を支配し又は運営に関与していると認められる者等を列挙することとした。また併せて、除名を規定する第13条に第6号を新設し、該当する組合員は除名対象者となることを明記することとした。

この定款への暴力団排除規定の導入により、①反社会的勢力が、総会において、議決権・選挙権を行使することを阻止できる、②剰余金の配当(利用分量配当、出資配当)が反社会的勢力の活動資金となることを防止できる、③反社会的勢力と決別していることを対外的に明らかにすることで反社会的勢力の介入を事前に予防することができる、④組合執行部の意識が高まり、チェック機能が強化され、組合の健全な運営が促進される、等が期待される。

次に、役員についても暴力団関係者が就任することのないよう、第25条に第2項を新たに設け、「第8条第2項各号の一に該当する者は、役員になることができない。」とした。

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) ○○品の生産を行う事業者であること
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること
- (3) ……………

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されべき関係を有していると認められる者

(除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) **第8条第2項各号の一に該当する組合員**

(役員の定数等)

第25条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事○人以上○人以内
- (2) 監事○人以上○人以内

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員になることができない。

【参考条文】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員暴力団の構成員をいう。

2. 会社法の改正に伴う規定の見直しについて

平成27年5月1日、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「整備法」）が施行されたことに伴い、中小企業等協同組合法等について、①員外監事要件の見直し（理事等の一定の親族は員外と認められない）、②子会社の株式等の譲渡（総会決議が必要となる）、③合併手続きの見直し（法令・定款等に違反する場合、組合員が合併をやめることを請求できる）等の改正が行われた。

そのうち、①員外監事要件の見直しについて、員外監事を規定する定款参考例の第28条に、組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶

者や親子をはじめ2親等内の親族は、員外監事として認められないことを明記するとともに、員外監事の要件を第1号～第3号として号立てに列挙することとした。

(員外監事)

第28条 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 組合員又は本組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。
- (2) 就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったこと。
- (3) 本組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は2親等内の親族以外の者であること。

また、「整備法」が施行された同日に、経済産業省関係政令の整備等に関する政令が施行され、中小企業等協同組合法施行令の一部が改正された。

改正会社法では、経営に対する監督機能の実効性を高める観点から「社外役員」の定義が見直され、会社が責任限定契約を締結できる役員を「社外」であるかどうかではなく、「業務執行」を行うかどうかで判断されることとなった。組合法制においては、役員については会社法の「業務執行取締役等」のように、業務執行に関与する理事か否かを区別する概念が制度上存在しない。そこで、中協法施行令では、理事については、総会において議決権を有する組合員であることが業務執行に関与する理事であると判断することとして見直しは行わず、従前どおり「組合員

外理事」とすることとした。他方、監事については、組合員内外を問わず、業務執行に関与することがないことから、責任限定契約の締結範囲は、「監事」全体に拡大し、第36条の「員外監事」を単に「監事」とし、員内監事が責任限定契約の締結の対象範囲となるよう同条を次のとおり(改正箇所は取消し線の部分)改訂することとした。

なお、中協法第38条の2第9項において準用する会社法第427条第1項は、「定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社〔組合〕が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行取締役等〔員外理事又は監事〕と締結することができる旨を定款で定めることができる。」と規定している。定款参考例第36条第2項における責任限定契約は、最低責任限度額を示すものであり、定款に記載する額は、少なくともこれだけは責任を負うという金額となるため、「〇〇円以上」との表記に改正することとした。

(員外理事及び員外監事との責任限定契約)

第36条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第38条の2第9項において準用する会社法第427条の規定に基づく責任限定契約を締結することができる。

- 2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は〇〇円以上とする。

3. 特別積立金の規定等の整備について

特別積立金は、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を積み立てることとし、総会の議決をもって出資総額を超える金額については、取り崩すことができるものとなっている。近年、すでに特別積立金が出資総額を大きく上回っているにもかかわらず、毎事業年度の剰余金の10分の1以上の金額を積み増している事例が見られる。そこ

で、組合の財源基盤の安定性と資金の有効活用とのバランスに配慮し、積み立ての範囲を出資総額と定めるとともに、なお引き続き、それを超えて積み立てることも任意にできる規定とした。

(特別積立金)

第58条 本組合は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。

- 2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

また、配当について、当期純損失の場合は出資配当ができなくなるとの疑義が生じることのないよう、第60条の冒頭箇所を「本組合は損失をてん補し」と修正することとした。これにより、例えば、毎年出資配当している組合が、当期が純損失であったとしても、特別積立金が多額にあり、それを取り崩した場合など配当可能利益があれば、出資配当ができることを明らかにすることとした。

(配当又は繰越し)

第60条 本組合は損失をてん補し、当期純利益金額に前期繰越剰余金又は前期繰越損失金を加減した当期末処分剰余金から第56条の規定による利益準備金、第58条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越

金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰越すものとする。
(注) 任意積立金を積み立てる場合は、本文の「総会の議決によりこれを」の次に「他の組合積立金として積み立て、若しくは」を加えること。

Ⅲ. さいごに

定款参考例は、全国中央会として、中小企業組合が定款の作成・変更の際して、模範としてこれに倣わなければならないお手本を示したのではなく、一つの参考の例として作成したものである。組合は、反社会的勢力との取引を遮断・排除することに努めてきたが、今後は、組合員からの排除という内側からの対応が可能となる。定款に暴力団排除規定を導入することにより、内外に反社会的な勢力を排除する姿勢を明らかにするとともに、定款自治の下、自主的に活動する組合が、社会的な変化を踏まえて実情に応じた適切な規定を設けていただきたい。

また、全国中央会では、このたび、長らく絶版であった「規約・規定例集」を改訂した。主な改訂内容は、①定款参考例の暴力団排除規定の導入に伴い必要となるであろう、暴力団等反社会的勢力の排除に向けた規約例や表明確約書例を追加したこと、②役員選任規約例について書面による議決権行使など総会時の流れに沿って必要な事項を追加したこと、③金融事業規約例における連帯保証人に係る規定を見直したことなどである。

認可団体である中小企業組合の社会的な責任は重い。定款参考例とともに「規約・規定例集」が、組合の適正かつ円滑な運営に資することになれば幸いである。

※「中小企業と組合」(全国中小企業団体中央会発行)10月号の記事を転載しております。